

パブリックコメントで提出されたご意見（要旨）及び市の考え方について

■ 募集案件の概要

募集案件	大阪狭山市下水道事業経営戦略（案）
募集期間	令和６年２月１４日（水）から令和６年３月６日（水）まで
意見者数	２名（５件）

No.	いただいたご意見（概要）	市の考え方
Ⅰ	【意見】<u>震災時の対応について</u> 【概要】 p１７での対策についてはよくわかるが、実際の発災時の対応について官民連携で充分に対応できるのか。	本市の下水道管路は汚水雨水合わせて２６２ｋｍに及びます。その内耐震性能を有すると判断している割合は約５５％しかありません。 そこで、全ての施設に耐震性能を上げるには膨大な時間と莫大な費用が必要となります。本市では、平成２６年度から「大阪狭山市下水道総合地震対策計画」を策定し、発災時に必要な施設と繋がっている下水管や緊急避難路等に埋設されている下水管の優先順位を定め、耐震化を進めています。 しかしながら、全ての施設を耐震化するには、莫大な財源と時間が必要となり、それに伴いマンパワーも必要となります。被災時の対応としても行政だけでは限界もありますので、本市では、平成２８年度から下水道維持管理業務を包括的民間委託に導入して、万一、被災した場合、トイレの使用の確保や応急対策活動の確保などを受託企業の協力も得ながら、１日でも早く、市民の皆様に下水管が使用できるよう努めています。

No.	いただいたご意見（概要）	市の考え方
2	【意見】下水道事業の財源について 【概要】 ・下水道事業は、汚水処理として感染症対策や、雨水処理、災害対策など市民生活に欠かせない公益性の高い事業で、地方自治体としての事業運営は納税者の責務と考えます。従って、下水道使用料による下水道経営の独立採算制をなくし、計画的に市の一般会計から企業会計への税金を財源とした繰り入れが必要だと思います。	下水道は、主に「汚水の排除」、「雨水の排除」、「公共用水域の水質保全」という3つの役割があります。 また、下水道事業は、地方公共団体が経営する企業活動を総称して地方公営企業と呼んでおり、地方公営企業は、一定の財貨又はサービスを継続的に住民に提供することを目的としています。 汚水処理については、受益者（原因者）が明らかなことから、排出量に応じて徴収する下水道使用料収入で賄うこととされています。この考え方が「独立採算制」であり、法律上の基本原則です。 一方で、地方公営企業法では、使用者が負担すべきでない経費に対して、一定の基準のもとで一般会計からの繰入が認められています。そこで、この現行制度にのっとり、本来下水道使用料でご負担いただく汚水処理費に、本市でも一般会計から繰入を行っています。この繰入を増額するとなると、教育や福祉等の本市の他事業の財源に影響をきたします。また、一般会計の原資が市税であることから、二重負担の増幅に繋がりがかねません。したがって、地方公営企業としては、法律上の独立採算制の原則に基づく事業運営を行う必要があります。なお、公共用水域の保全に繋がる下水道事業については国の「社会資本整備総合交付金」を、また下水道施設が将来世代にも引き継がれていくことから「企業債」の発行などを活用しながら、計画的に財源を確保してまいります。
3	【意見】下水道事業の財源について 【概要】 ・下水道事業の財源として、今まで以上に国や府の補助金、助成金を要請し、老朽管の更新費用や耐震化対策等に活用してください。	本市の下水道事業は「建設」から「維持管理」の時代へ移行し、施設の老朽化対策や浸水対策、災害対策を中心に行っています。今後は老朽化施設が急速に増えるため、更新費用も急増し、更新費用の2分の1は国費が補填でき、残りの2分の1は将来への負担として企業債で賄います。そのことから、国の補助金（社会資本整備総合交付金）は持続的・安定的な下水道事業サービスを提供していくうえで欠かせないものとなっています。 今後も国において定められる交付要件や重点事業に合致するように注視して交付金を確保してまいります。

No.	いただいたご意見（概要）	市の考え方
4	【意見】下水道使用料について 【概要】 ・下水道使用料で大口事業所など1カ月あたり1,000m³を超える段階が単価265円となっているが、検討が必要ではないでしょうか。	本市の下水道使用料体系は使用量が増える程使用料負担が大きくなる逓増制をとっております。この制度は下水道が普及していくなかで、多量利用者の水使用を抑制するために設けられた制度です。本市としても、逓増制については下水道使用料の安定的な確保、少量利用者と大口利用者間の公平性の観点からも現時点では適切であると考えています。
5	【意見】下水道使用料について 【概要】 ・最近の物価高の中で、高齢単身者を含めて市民生活は非常に厳しい生活実態になっています。少量利用者には減免制度を設けるとともに、基本使用料や追加使用料の引き上げをしないよう十分に検討してください。	本市の下水道使用料は、高齢単身者の増加等、一世帯あたりの人数の減少や節水機器の普及等により一世帯で使用水量が10m³/月以下の世帯が増加しています。このような状況からも基本水量制については検討していく必要があると考えています。また、本市は、平成25年度に料金改定を実施してから、下水道使用料の値上げをせずに、これまで11年間維持してきましたが、近年の下水道事業を取り巻く環境は、少子化、高齢化の進展や水需要が年々減少し、使用料収入も減少の一途を辿っており、年々厳しくなっています。また、物価高等で厳しい生活実態というなかではありますが、現在の使用者には、次世代に向けて下水道事業を維持していくという役割があります。受益と負担の公平性、特に世代間の公平性を保つためには、使用料の適正化等による使用料収入の確保も必要と考えています。